

建設建築委員会記録(No.24)

1 日 時 令和6年6月12日(水)
午前10時00分 開会
午前11時33分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員長	泉 日出夫	副委員長	山内 涼 成
委員	中 島 慎 一	委員	渡 辺 均
委員	西 田 一	委員	松 岡 裕一郎
委員	木 畑 広 宣	委員	浜 口 恒 博
委員	三 原 朝 利		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市戦略局長	上 村 周 二	総務政策部長	吉 峯 禎 利
総務課長	中 山 正 一	都市再生推進部長	小 野 勝 也
事業推進課長	一 瀬 修 志	都市整備局長	石 川 達 郎
総務用地部長	埜 谷 章 子	道路部長	北 島 徳 隆
道路計画課長	竹 島 久 美	河川公園部長	船 越 英 明
公園管理課長	岡 村 宏 幸	みどり公園課長	高 尾 淳 三

外 関係職員

6 事務局職員

議事課長	木 村 貴 治	書記	岩 瀬 美 咲
------	---------	----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	12日は議案及び陳情の審査、13日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第76号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	議案及び陳情の審査を行った。
3	議案第80号 市道路線の認定、変更及び廃止について	
4	議案第82号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分	
5	陳情第187号 令和の北九州市が「世界遺産を潰した街」と呼ばれないようにすることについて	

8 会議の経過

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会いたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり3件であります。

審査日程については、本日は議案及びこれに関連する陳情の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案及び陳情の審査を行います。

議案第76号、80号及び82号のうち所管分、並びに陳情第187号の以上4件を一括して議題とします。

まず、陳情第187号、令和の北九州市が世界遺産を潰した街と呼ばれないようにすることについて、事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

では、審査に入ります。審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いします。なお、説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長 本日御審議いただく都市戦略局所管の議案は、条例議案1件、令和6年度補

正予算議案1件の計2件でございます。

初めに、条例議案につきまして、令和6年6月北九州市議会定例会議案により御説明いたします。

タブレット端末の69ページをお願いいたします。議案第76号、北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてです。

本議案は、本年3月に都市計画決定した金剛地区整備計画区域について、建築用途等の実効性を確保するため本条例を改めるものです。

75ページから92ページにかけて新旧対照表がございます。改正内容は、金剛地区について新たに条例の適用区域に加えるため、関係規定を追加するものです。

85ページを御覧ください。主な改正点です。

85ページ下段から91ページ下段にかけて、この区域内において建築できない建築物など、関係規定を追加するものです。

施行期日は条例の公布の日としております。

なお、タブレット端末にて同地区の地区計画の位置図及び計画図が御確認いただけますので、後ほど御覧ください。

以上で条例議案の説明を終わります。

次に、令和6年度補正予算議案についてです。

議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算についてのうち都市戦略局所管分について、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。

なお、金額の説明は万円単位とさせていただきます。

9ページをお願いいたします。初めに歳入予算です。下の表、21款1項4目土木費寄附金の補正額は3,000万円で、若者の力による町の活性化のために役立ててほしいとの意向で市内企業から寄せられた寄附金でございます。

19ページをお願いいたします。続いて歳出予算です。一番上の段、9款5項1目都市計画総務費の補正額は5,850万円です。そのうち一番右の説明欄の丸項目の1番目、若者のまち起動プロジェクト経費の補正額は3,000万円で、先ほど歳入予算で御説明しました寄附金を活用して、若者の自由で柔軟な発想による、若者の心を揺さぶり、くつろぐ新スポットの創出や、北九州市を訪れる方へのおもてなしの演出を小倉中心部で行う新たなコンテンツの企画、実施に要する経費でございます。

その下の丸項目、門司港地域複合公共施設整備事業経費の補正額は2,850万円で、門司港地域複合公共施設の建設予定地で出土した旧門司駅舎跡の鉄道遺構の追加発掘調査に要する経費でございます。

最後に、門司港地域複合公共施設整備事業の全体像につきまして御説明いたします。

令和6年度6月補正予算では、門司港地域複合公共施設整備に係る建設工事等に要する経費

につきまして、複合公共施設に集約する施設ごとの経費をそれぞれの施設の所管局から計上しております。このため、参考資料としてお配りをしております門司港地域複合公共施設整備事業についてによりまして、事業全体の概要を御説明させていただくものでございます。

1 ページを御覧ください。まず、1、事業の目的です。門司港地域に点在する区役所等について、門司港駅に隣接した場所に集約建て替えを行うことを前提とし、施設保有量の削減、施設整備費及び管理運営コストの削減を図ることを目的に、公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトと位置づけて、実施しているものでございます。

施設保有量の削減等の内容は、2、複合化の対象となる施設のとおりです。下の表でお示しているように、現状2万900平米のところ、集約建て替え後は1万4,235平米となり、約3割の削減となります。維持管理費につきましても、1年当たり1.6億円の削減を見込んでおります。

次のページを御覧ください。今議会に提出しております都市戦略局以外の局等の所管分も含めた補正予算案は、4、令和6年6月補正予算案の概要のとおりでございます。

門司区役所と門司生涯学習センターは総務市民局、門司市民会館は都市ブランド創造局、港湾空港局庁舎は港湾空港局、門司図書館は教育委員会、発掘調査費は都市戦略局がそれぞれ所管局として、表に記載をしております整備事業費を補正予算案として提出をしております。

また、その下の表で建設工事費の増額を記載しております。建設工事費は、令和3年度の公共事業評価時は78.3億円と見込んでおりましたが、ここ数年の急激な建設資材価格や人件費の高騰を受け、約1.6倍の122.5億円に増額となっております。

以上で都市戦略局所管の議案等の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 陳情第187号、令和の北九州市が世界遺産を潰した街と呼ばれないようにすることについてにつきましては、市議会が市長提案の補正予算案を否決するようにお願いするというものでございます。このため、私から今議会に補正予算案を提案させていただいている本市の考え方を説明いたします。

門司港地域複合公共施設整備事業は、平成28年に公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして位置づけ、門司港地域に点在する老朽化した公共施設を集約し、複合化、多機能化するものとしてスタートしたものでございます。

集約対象となっている施設の中には、耐震改修がなされていない、階段や廊下の段差があり、バリアフリー対応ではない、柱や壁にひび割れが生じているなど、利用される市民の方々には不安な思いや不便を強いている状況であり、市民の安全・安心という視点、持続可能な公共サービスの提供という視点からも、一日も早い完成が待ち望まれている門司の地域の皆様の期待が大きい事業でございます。

複合公共施設の建設用地で遺構が発見されて以来、遺構の取扱いについて学会や専門家から

意見、要望を多数いただいておりますが、いずれも遺構の全面保存や施設との共存を求めるものです。なお、4月18日の国際産業遺産保存委員会の声明文も、遺構の全面保存を支持するというものでございました。

北九州市では、学会や専門家の意見も含め、遺構の取扱いについて内部で幾度となく協議を重ねてまいりました。その中で、遺構の全面保存や、施設との共存のそれぞれのケースに応じて必要となるコストを試算しました。いずれの場合も、現計画より建設工事費が大幅に増額となることに加え、完成時期も遅れることとなり、施設利用者にさらに不便を強いることとなります。

北九州市としましては、市民の安全・安心が第一との考え方から、安全や利便性を求める地域の期待に応えるため、発掘調査後、速やかに建設工事に着手できるよう、今議会に発掘調査費及び建設工事費等に係る補正予算案を提案させていただいております。これらの予算案が御承認いただければ、年内に建設工事に着手でき、順調に工事が進めば、令和9年度中のしゅん工が可能と考えております。以上となります。

○委員長（泉日出夫君） 総務用地部長。

○総務用地部長 続いて、都市整備局の所管議案について御説明いたします。

御審議いただきます議案は、一般議案1件及び補正予算議案1件です。

初めに一般議案について、令和6年6月北九州市議会定例会議案書により御説明いたします。

タブレットの103ページをお願いします。議案第80号、市道路線の認定、変更及び廃止についてでございます。

この議案は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線の認定、変更及び廃止を行うものでございます。

次のページをお願いします。104ページでございます。まず、新たに市道として路線を認定するものは、小倉北区の上到津51号線など31路線です。

次のページをお願いします。路線を変更するものは、八幡西区の東筑9号線、1路線です。

次のページをお願いします。路線を廃止するものは、小倉南区の長野23号線など2路線です。

以上で一般議案の御説明を終わります。

次に、補正予算議案です。議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分につきまして、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。

なお、説明に当たりましては目ごとに、金額は万円単位で御説明いたします。

タブレットの17ページをお願いします。歳出です。今回の補正予算は、令和6年2月議会におきまして、道路、河川、公園における除草予算の増額を求める組替え動議が可決されたことを踏まえまして、除草に係る予算が前年度と同水準となるよう増額をお願いするもので、総額1億7,432万円を計上しております。

それでは、目ごとに御説明させていただきます。

9款3項1目道路維持費、左から3列目の補正額の欄を御覧ください。5,488万円は道路のり面等の除草経費です。

次のページをお願いします。18ページでございます。4項1目河川維持費、補正額1,154万円は、河川の除草経費です。

次のページをお願いします。上から2つ目、5項4目公園管理費、補正額1億790万円は、道路の植樹帯等の除草経費です。

一般会計補正予算に関する説明は以上でございます。

以上で都市整備局関係議案の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長（泉日出夫君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質疑はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず陳情からなんです、この陳情者がもろもろ書かれています、5月23日の市長の定例記者会見においての市長の言葉ですね。議会から提案理由で示された方向性、あるいはお考えというのをしっかり具現化する。議会の提案理由などで示された方針、あそこに書いてあるとおり。議会で示された方向性に従ってやっていく。確かに修正動議でそのような旨を議会として決めたわけですが、あの修正動議を行ったのは、一部移築保存が果たして遺構の記録だ、調査だ、保存だということに適切かどうかということと、例えば専門家によると、一部移築保存であれば遺構の価値が損なわれる、意味がないという御意見も踏まえて、まずは一旦立ち止まって学術的な緻密な調査、それと記録保存するということが趣旨であったと思います。ですので、この市長の定例会見のように移築保存すらなくていい、記録保存にとどめて早急に複合施設を建設するよという、完全に間違いとは言いませんけど、ちょっと意図が違うということは明確に申し上げておきたいと思います。

もう一度申し上げますが、まずはきちんと緻密な学術的調査をして記録保存することということで、拙速な一部移築、それから拙速な複合施設の建設というのを議会として待ったをかけたということであったかと思えます。ぜひここは委員の皆さんにもこの場で御確認いただきたいと思えます。私は少なくともそうであったと認識していますので、ぜひこれは委員長報告にて、市長が定例会見で主張していることとは違うんだということを、明確に述べていただきたいと思えます。ですから、僕は市議会がやったから市議会の責任だという責任の押しつけみたいなことには当たらないと思っております。

その上で質問させていただきますが、修正動議からこの間、市民に対する丁寧な説明を、当局は門司区の自治会を中心に行われていると思えます。自治会にも例えば町内会長が非常に郷土史に熱心で、郷土史を自腹で資料をまとめていらっしゃるとか、非常に郷土愛あふれる市民レベルの郷土史家が何人もいらっしゃいます。例えば、今市が説明を行っておりますのは自治会中心の単位ですが、やはり遺構に関しては文化、学術に詳しい市民の皆さんにも説明会を設

けるべきだと思っております。私の地元でもそういった郷土史家の方が、門司の件はどうなっているのかと心配して私に連絡してくる方も実際いらっしゃいますので、その点についてまず伺いたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 遺構に関して、文化的とか学術的にも興味のある方々、そういった意見を聞きたいという方々に対する説明も行うべきだという質問なんですけれども、今委員がおっしゃられたように地元でそういう声があれば、我々としては行ってきっちり説明させていただきたいと考えております。だから、今委員がおっしゃられたような情報がございましたら、ぜひ伝えていただいたら連絡を取って、個人、一人一人というのはなかなか難しいんですけれども、ある程度の団体とかでまとまりがありましたら、説明をさせていただければと思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） すみません。最初から一問一答になって申し訳ないんですが、分けて考えないといけないのは、確かに門司の複合施設に関しては老朽化という懸念もありますし、長年門司の皆さんもちろん議員も含めて協議を重ねてきたというところ、ここはもちろん尊重しないといけないと思います。ただ、旧門司駅の遺構ということになると、複合施設を建てるんだということは、まず門司区民のお考えを尊重するのはもちろんなんですが、遺構ということになると、これ全市的な議論になると思います。ひょっとしたら私の地元でも郷土史家たちがぜひ説明を聞いてみたいとか、現地を訪れたいとか、この価値についてどう考えているんだとか、いろんな御意見があると思いますので、そこはぜひ門司にかかわらず、北九州市民あるいはその関連団体ということに、対象をお考えいただきたいと思います。もちろん私も何かそういった御希望があれば、おつなぎしたいと思います。いかがですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今回の遺構に関しましては、まず最初の発掘調査のときに11月19日、一般市民向けということで見学会を行いました。今議会で予算を上げさせていただいております発掘調査に関しましても、その発掘調査が進みましたら、市民の方々に見学会、現地を見れる機会を設けるということは担当部局からも聞いております。そういったものをしっかりと行って、遺構というものについて、まず皆さんに知っていただくということも努めてまいります。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） とにかく丁寧な説明と学術的に緻密な調査、これは終始一貫して訴えていますので、ぜひそこはきちっとしていただきたいと思います。

それと、除草費用を6月補正でということで、これも2月定例会からの案件でございまして、きちんと予算計上していただいています。まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

御承知のとおり、大体都市整備局を中心に、いろんなどころの除草は梅雨が落ち着いてからということで認識していますが、この補正予算の執行について、具体的に確認という意味で御説明を求めます。

○委員長（泉日出夫君） 道路計画課長。

○道路計画課長 基本的に、まず当初お認めいただきました予算の中で毎年発注しております定期除草を道路、公園、河川で既に発注をいたしております。この補正予算につきましては、全体の道路維持経費に係る予算の一部でございますので、今後の例えば臨時的な、緊急的な除草とかにも充てていける予算の担保ができたと考えてございます。それで、昨年度並みのサービスを、管理水準を維持するというような形で考えております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 特に各区のまちづくり整備課長には腕をまくっていただいて、ぜひこの予算を十分に活用して、市民の生活環境の整備に御尽力いただきたいなど、心から感謝とともにお願いをしますので、ぜひまちづくり整備課長の皆さんにはありがとう、頑張っただけというのをお伝えいただきたいと思います。

そこで、ちょっと関連という、ちょっと遠いんですが、例えば公園の管理という意味でお尋ねするんですが、除草とか枝のせん定とか、あるいは公園でいろんな廃棄物があった場合は、都市整備局の責任で廃棄処分をされていると思うんですが、その際の流れを確認させてください。

○委員長（泉日出夫君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 公園で除草、せん定を行った場合には、まず、除草の草については焼却工場へ搬入いたします。そこで搬入の伝票等を頂いて処理させていただきます。公園で発生しました枝についてはリサイクル施設に持ち込みましてチップ化を行います。この際も搬入の伝票等頂きまして、適正に処分させていただいております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） その他老朽化した施設とか備品とか、そういったものの廃棄処分については同様の手続ということでよろしいんですかね。

○委員長（泉日出夫君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 市が直接業者に指示して行った場合には、適切に処分するように我々から指導しております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） ピンポイントで申し訳ないんですが、門司のレトロ公園のオハフというレトロな車両ですね。車両の中の備品が市の廃棄処分の方針であったにもかかわらず、ネットで転売された等のニュースが、例えばヤフーのトップニュースなんかにも上がってきているんです。この廃棄処分の方針に基づいて廃棄されることになった車両の備品についても、先ほどの

例えばせん定した枝の処分、あるいは公園の老朽化した備品の処分とももちろん同様であると考えていいと私は思うんですが、御見解を伺います。

○**委員長（泉日出夫君）** 公園管理課長。

○**公園管理課長** 今御質問にありました件ですけれども、オハフの場合はこちらから設置管理許可を門司港レトロ課に出して、門司港レトロ課から整理をして民間事業者と一緒にやっという。実際の工事自体は民間事業者が工事を発注しているということになっていきますので、流れとして我々としては市と同じやり方をするようにということで指導したところでございます。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** 分かりました。都市整備局としては、ほかの公園で出てきた老朽化した備品や廃棄物と同じ処理を求めたというか、そういう指導をしたということで間違いはないですね。

○**委員長（泉日出夫君）** 公園管理課長。

○**公園管理課長** おっしゃるとおりです。

○**委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** いろいろな問題が絡んでいると私は思っています。今日はもうあくまでも補正予算等々なので、これで終わっておきます。ありがとうございました。

○**委員長（泉日出夫君）** ほかに質疑はありませんか。山内委員。

○**委員（山内涼成君）** 私からは、まず、草刈りについて要望させていただきます。本会議で藤沢議員が述べた沖縄の除草政策、40センチ伸びたら業者が切るというような契約をした上での除草をやっていくということについて、研究を進めていただきたいということを要望しておきます。

それから、陳情の件ですけれども、国際産業遺産の学会会長の声明で、これはもうかなり詳しく、4つの重要な観点から具体的な要望がされているわけですけれども、先ほど課長からお話があったとおり、遺構との共存についてということが主な内容だと思います。この検討がどういう形で、誰が参加をしてやったのかということについて教えてください。

○**委員長（泉日出夫君）** 事業推進課長。

○**事業推進課長** 遺構をどう取り扱うかというところの検討でございますが、我々としましては遺構が出たときから、どうやった形で取扱いができるのかということで、学会等で意見が出ております全面保存であったり、遺構と建物との共存、こういったところをしっかりとどうやったら残せるかという検討をしまりました。その中で当然検討に当たっては我々と文化財行政の担当部局、加えて3副市長、市長も交えてしっかりと話をして、我々として現在の場所を進めるということの結論を出しております。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** プロセスは分かりました。1つ伺いたいのは、複合公共施設の国からの助成というものは、役所関係以外、図書館と何やったかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 生涯学習センターと市民ホールです。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ですよ。国からの補助が出るのはそうですね。そこで、門司の区役所なんですけれども、これ複合公共施設の中に入れますよというお話は、国の各省庁にもお話は行っているのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 我々がこの複合公共施設を造るのに、どんな施設を集約するかということで、補助を使うに当たっては国の九州地方整備局と相談させていただいております。今委員がおっしゃられたように、区役所以外は補助がつくというところで、我々区役所も何とか補助が取れないか頑張ったんですけれども、なかなかそこは難しいというところで。だからそこに関しては、国に相談して進めております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そこで、国がそういう役所関係に補助金を出さないというのはなぜですか。それはどこも一緒ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 詳しくは私も答えられないんですけど、我々が公務を行うという場所なんで、そもそも市民に対する利便施設という考え方ではなくて、我々が保有する庁舎という考え方なので、恐らく補助が入らないのではないかと思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 関係省庁に少し尋ねたんですけど、水害地域において区役所を建てるなんていうことは認められないという返事が返ってきたんですよ。そことの兼ね合いというのはどうなのでしょう。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、今おっしゃられた浸水区域等で、ここは高潮の災害があるということで、そういったものを建ててはいけないのではないかというところで、令和3年7月に出ている災害に強い官公庁施設づくりガイドラインというものがございます。今想定される高潮に関しましては、発生頻度の低い水害という水防法第14条の3に該当するものなんですけれども、そちらで発生頻度の低い水害のところに建てる場合どうしたらいいのかというところで、国からのガイドラインによりますと、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止としまして、まず、活動拠点室等は想定される水位より上に上げる、受変電設備とか自家発電設備等についても、想定される水位より上に上げる、発生頻度の低いと申しますのは、非常に災害として大きな被害が出るということなので、確率的に申しますと、500年から数千年ともいいますけれども、そういったところでは場所がない場合は建てざるを得ない、そのときにしっ

かりと対策を立てて建ててくださいということになっております。だから、ここに建ててはいけないということではございません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これはもうもともとの議論ですから、これ以上は言いません。

門司港のお話に移っていききたいと思うんですけれども、そもそもこの建設建築委員会で議論すべき議案なのかというのが、私がかねてからの疑問なんです。これは、民間では発掘調査費も含めて民間が負担するんだからということだと思っただけなんですけれども、けど、この場合所有者は北九州市ですよ。しかも、発掘調査費なんですよ。これを北九州市がどこで議論するかというのは別の問題だと思っただけなんですけども、これを委員会付託するのは誰が決めるんですか。これはどういうプロセス、流れになっているんですか。

○委員長（泉日出夫君） 総務課長。

○総務課長 従前から執行部としては、予算を要求する局を所管する各委員会に付託をお願いしているんですが。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） じゃあ、これうちでやりましょうとしかならんのですか。極めて文化企画課の議案だと思っただけなんですけれども。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。開発部門とか道路とかもそうですけれども、まず、この事業をやるときに、埋蔵文化財に対してそういったものが出てきたとき、民間同様、開発事業者の負担、開発している部署がどこであるかという判断の下で、今回の場合、複合公共施設の建設を行うことになっている都市戦略局で、建設建築委員会にお諮りするということで認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 民間は分かるんですよ。けど、北九州市ですよ。なおかつ発掘調査費の審議なんですよ。そしたら、これを北九州市の中において我が委員会で議論して、何か進むものなんですかということなんですよ。これからそういう質問をしますけれども、そもそもそういう議論をせないけん場所なんですかということ、これちょっと抗議してください。ちゃんと付託し直せということ、これを抗議してほしいんですよ。

ちょっと中身に入っていきますけれども、今回のこの遺構の問題ですけれども、本会議の質問、それから、答弁を受けて、不自然な部分というのが非常に見てとれました。そこについて要点を絞っていききたいと思うんですけれども、まず、文化財保護に関する事務について、教育委員会が所管することというのは、文化財保護法の改正の変遷を見ていっても、これは一切変わっていません。北九州市が1月25日の一部移築保存という方針決定のプロセスについて我が党の藤沢議員が質問をしました。その中で市長、副市長、それから関係部局の話合いで決め

たと答弁されたんですけども、教育委員会が参加していないのはなぜなのでしょう。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 教育委員会から補助執行を受けている都市ブランド創造局が入ってやっているというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これは教育委員会が所管をするということになっていて、当然その決定する中で教育委員会が入っていないというのは、これは法の趣旨からするとおかしい話であります。それで、補助執行を認めるに当たってですけども、まちづくりに関する事務との関連、これを考慮して、その事務を一層充実させるために、必要かつ効果的と考える場合ということが明記されています。それから、専門的、技術的判断の確保、政治的中立性、継続性、安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携、この4つの要請への対応が担保されなければ補助執行したらいかんということになつとるわけですよ。そういう学校教育だとか社会教育、そして、政治的中立性という観点から考えると、教育委員会の関与がないのは補助執行の趣旨に逸脱するものではないでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 繰り返しになりますが、教育委員会から補助執行を受けている都市ブランド創造局でそこはしっかりと関わっているというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そしたら、文化財保護の普及啓発の取組に当たって、本市の教育委員会は学校教育と社会教育の連携、これをどう図っていくと考えているのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今回文化財として発見された遺構につきましては、例えば門司の歴史とか、こういったものをしっかりとつなぎ止められるもの、そういった教育の教材として使えるのであれば、併せて今検討しているというところは伺っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 学校教育、それから、社会教育というのは、こうした遺構だとか遺物、文化財そのもののこれを教育に生かしていく、そして、子供たちに伝えていくという連携なんですよ。それが担保されないと補助執行は認められないということが法に書かれているわけですよ。でも、北九州市はそれを基にして補助執行しているわけでしょう。そしたら、教育委員会が関与していないというのは全くおかしな話ではないですかという話なんです。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 先ほども申しましたが、今回の遺構に関しましては、例えば文献に遺構の記録調査を残すだけではなくて、3Dデータ等を取って、デジタル技術を活用して、それをどうやって先ほど言ったような教材として生かしていけるか、そういったことは教育委員会から補

助執行を受けております文化企画課でしっかりと今検討して進めているというところでございます。そういったものも踏まえますと、教育委員会の関与がないということではなくて、あくまでも補助執行を受けているところもしっかりやっていると認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） やはり補助執行の原点に戻っていただいて、しっかり担保されているのかどうかということは検証すべきだと思います。複合公共施設を建てる立場として、そこら辺の連携というのは、部局を通じてきちんと確立させておくべきだと思いますので、ぜひ議論してください。

それから、専門的、技術的判断の確保について伺いますけれども、本会議の答弁では、都市ブランド創造局には一般事務員に加えて文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているということを答弁されましたけれども、補助執行をさせる最大の課題と言われております市長部局に取り込まれるという問題ですよね。専門的、技術的判断の確保が取り込まれてできないんじゃないかという課題があると思うんですけれども、ここはどういうふうに乗越えているのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 補助執行を受けております部局において学芸員をしっかりとそこに配置してやっていることでございます。そのため、その件につきましてちゃんと専門家が入って文化財等につきましてしっかりと事務執行しているということで認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 今回の遺構について、全ての専門家と言っていいと思うんですけれども、この遺構は残すべきだという判断をしている中で、それでは本市の職員や学芸員はどういう立場でこの遺構について語っておられたのか教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 そちらの文化財行政を担う立場として、その遺構というものをどう取り扱うかというところの判断をしているというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 要するに、学芸員も職員も専門家として本市は位置づけているわけですよね。そうすると、今この遺構をめぐって全ての専門家がこの遺構は大事だ、残すべきだと言っている中で、なぜ本市の専門家だけが開発すべきやということを言いようわけですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 その文化財行政を担う部局からは、その遺構についてはいろんな御意見を学会からいただいているということで我々にも伝わっております。我々としましては、それは当

然そうなんですけれども、複合公共施設を建てるに当たって、まず、今現施設を使って不便な思い、不安な思いで使っている方々、それが安全・安心第一という考えの下で我々事業を進めている。ここが、要はそういった複合公共施設を建てるという条件の場所であったというところも踏まえて、我々の事業を担当する部署と文化財行政を担当する部署、そういったところ、いろんなものの総合的な判断で今事業を進めるという判断をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということは、本市の計画にのみ込まれているということですよ。本市の専門家と言われる学芸員や本市の職員、この専門的、技術的判断、この確保は、やはり補助執行においては厳しいと言わざるを得ないのではないかと質問なんですけど。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 繰り返しになりますけれども、補助執行をしている文化財行政を担う文化企画課は、その立場の下でしっかりと事務執行している、このように認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） やっぱり市長部局において補助執行をするということは、専門的、技術的判断ができる、そういう環境を持っておかなければいけないということなんです。これが、やはり補助執行の最大の課題だと思います。ここも改革が必要です。今後の北九州市の遺構をどう保存していくかということにおいて、補助執行を今後も続けていくという立場であれば、ここをしっかりと担保していく必要があると思いますので、これも再検討をしてください。

それから、今回議案となっている追加の発掘調査範囲ですけれども、埋蔵文化財に関する知識を持つ専門学芸員の知見と経験の下に、福岡県と協議を行ったという答弁をしておりますけれども、専門家に聞くと、試掘トレンチの位置や明治期のものだけを調査対象としていることに疑問を呈しております。3月議会での決議は、適切な発掘調査と厳密な記録保存であったはずであります。適切な発掘調査は、発掘調査計画に基づいて行わなければならないけれども、発掘調査計画書、これは存在しますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すみません。担当部局に確認しないと分からないところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そしたら、全体の発掘調査をせずに厳密な記録保存は可能ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今回の発掘調査に関しましては、包蔵地指定された場所で我々が開発にかかる場所において調査を行って、前回の発掘調査からまだ可能性があるようなところを試掘調査

をして発掘調査範囲を決めております。適切な埋蔵文化財調査を行うためのしっかりとした措置をしていると思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 昨日、学会の専門家から要望書が出されております。その中で、この発掘調査の範囲についての指摘がされているわけでありまして。それによりますと、2023年に試掘調査の対象となった北九州銀行門司支店北西に隣接する駐車場部分では、遺構が確認されたにもかかわらず、遺構なしと判定されていると、追加発掘調査範囲から外れている箇所がありますと。同様に、2024年の第3回目の試掘によって、遺構が確認されたにもかかわらず遺構なしと判定し、発掘調査の範囲外とされている箇所がありますという指摘をされております。これは事実ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 試掘、発掘に関しましては、担当部局である文化企画課でしっかりと行っておると聞いております。我々で遺構があったとかないとかという事実の確認はしておりません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これもしそういう事実が本当ならば、開発してしまったら大変なことになるんです。法を犯すことになります。本当に遺構があったとして、それを崩してしもうたら、これは法を犯すことになりますから、大ごとになります。これはしっかり見とく必要があるんじゃないかと思えます。

それから、文化企画課と福岡県との実質的協議ということで村上さとし議員が質問をしましたが、県が立会いで試掘をやったということなんだけども、その判断を文化企画課に伝えるということは一切行っておりません。そういう連絡を受けているということのみであるということが、村上さとし議員の質問で判明をいたしました。これは事実ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 繰り返しになりますが、その試掘調査、発掘調査を行うのが担当部局であります文化企画課なので、我々でそれが事実かどうかということに関してはお答えしかねます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） では、次に2023年10月以来、県は文化企画課に一貫して専門家の意見を聞くようにというアドバイスを行っていることも判明しました。今回の試掘結果に基づく追加発掘調査区域について、専門家は複合公共施設建設区全面をこれに含めるべきと発言をしております。これは事実ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 繰り返しになりますが、それが事実かどうかということに関しましては、協

議を行っているところが文化企画課なので、私からはお答えしかねます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） だから、最初に言ったとおり、この場で議論するんですかということがここにつながってくるわけですよ。文化企画課がやっていることだから誰も分かるわけがないんですよ。答えられないでしょう。それをここで1日だけ議論をして、明日採決を取ろうというわけでしょう。これはあまりにも理不尽ですよ。事実確認もできない、こういうことが法を犯す可能性だってあるわけでしょう。これを議論が1日しかできない、しかも全然別の委員会で議論ができない、これはちょっと問題だと思いますよ。ちょっとこれ局長レベルで議論してもらえませんか。どうですか、局長。どの局長が答えるのか知らんけど。

○委員長（泉日出夫君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 今回の文化財の遺構の取扱いでございますけども、確かに先ほど課長が答弁したように、遺構をどう取り扱っていくか、これについては私たち専門分野ではないので、担当するところでいろいろと作業、判断していただいているところでございます。

今回の予算というところだけを見ても、やはりそこはこの事業を行っている、建設を行っている私たち都市戦略局で予算を要求しているというのが現状でございます。

それで、予算に関するところ、それから、その前提の遺構の考え方に関するところについてはそれぞれの担当部局、違うということもございまして、その辺の取扱いについては少し考えないといけないところもあるとは思っておりますけども、現状の考え方というのは、予算については建設を行うところが担っているということ、それから、遺構に関する取扱いについては文化企画課が担当しているのが現状だと考えておりますので、そこは少し考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 局長、予算審議しているんですよ。発掘調査の予算が提案されているわけですよ。その審議をやっている中で答えることができないわけですよ、分からないわけですから。それをこの議会で今日の審議が終わったら明日採決を取るんですかということをおっしゃっている。

○委員長（泉日出夫君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 今回の一連の流れでございますけども、私どもが複合公共施設整備事業を行っているところでございまして、そこは都市戦略局で委員会に報告をさせていただいております。片や遺構のことにつきましても、教育文化委員会にしっかり考え方とかを報告をさせていただいているので、それぞれの所管の委員会で報告をした上で、今回予算という形で上げさせていただいていると認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 局長の認識はそうかもしれんけど、我々は予算審議をしている、それが

発掘調査費用だからこうやって話は及んでいるわけでしょう。それ違いますかね。

○委員長（泉日出夫君）都市戦略局長。

○都市戦略局長 先ほど申しましたように、遺構の部分につきましては、教育文化委員会でもしっかり報告させていただいておりますし、議論させていただいているところでございます。そういったところも踏まえまして、最終的にはこの予算というのは事業を行う部署が計上するという形になっておりますので、私どもとしましてはこの建設建築委員会に予算要求させていただいている、こういう流れでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）流れは私も理解をしているつもりです。ただ、本物の審議なんですよ。発掘調査の審議なんですよ。それをこの委員会でせざるを得んわけでしょう。でも法に触れるかもしれない、そしてまた、なおかつ試掘調査の結果がどうだったかと。それから、県がどういう関与の仕方をしたかという部分について明確にならないわけでしょう。審議の中でそういう議論になっている、それを答えられないわけですよ。文化企画課しか分かんはずですよ。それをここで議決していいんですかという話。

○委員長（泉日出夫君）都市戦略局長。

○都市戦略局長 先ほど説明させていただいたことの繰り返しになるところもございますけども、まずは遺構について、教育文化委員会でもしっかり報告して、それで、まずどういうふうにするかというのを審議させていただいております。そういう結果も踏まえまして、今回予算につきましては、私ども都市戦略局からこの建設建築委員会にお願いしているという流れで進めているところでございます。前の答弁と同じでございますけども、考え方についてはそういう流れになっております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）納得がいく見解を出してください。そうしないと明日採決なんてできませんよ。答えられんわけやから、この委員会で。それはちょっと要望しておきます。

それから、ちょっと不自然な点を、もう一回戻りますけれども、文化企画課の中で専門と言われる人たちというのは係長職がトップなんですよ。市長部局の判断に逆らうことができませんよね。そういう意味では客観的判断が求められるということから、補助執行の条件として文化財保護審議会の設置が義務づけられているわけでありましてけれども、本市では何のために文化財保護審議会が設置されているのか、お答えください。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 文化財保護審議会につきましては、文化財への指定に関するの諮問を行っているとして定めております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）本市では諮問していますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 文化財の指定をする場合は諮問していると思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これ建議することもできないのが本市の文化財保護審議会なんですね。もう義務だからしょうがないよねという形で設置しているだけで、絵に描いた餅なんです。本市はなぜ建議できる仕組みをつくろうとしないのか教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 建議につきましても、文化財行政を担うところの担当となっておりますので、すみません。私からはお答えできません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これも局長、ちゃんと検討してください。意味がない審議会なんていうのはいかんと思うんですよね。法の趣旨に従って設けられている審議会ですから、これはきちんと建議ができる仕組みじゃないと意味がないということになりますから。これは局長また議論をしてください。

○委員長（泉日出夫君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 審議の取扱いについてでございますけども、そこはどうかという考えについては、都市ブランド創造局が考えるところもございますので、そこは今日そういった御意見があったということについては伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） もう初めから遺構を残す気などはみじんもないということは、これは2月からの議論で明白になっております。せめて私は言いたいのは、法の趣旨にのっとった環境、これを整備して踏むべき過程はきちんと踏んでいく、そういう道筋を立てる必要があるんだということを言いたいんです。これは議論をしてもらえますか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今委員からあった話につきましては、文化企画課にもしっかりと伝えて情報共有したいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これもこの場にはない局長の答弁なんですけれども、法の趣旨を踏まえた上で都市ブランド創造局長は、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れだということを答弁しましたけれども、役割分担という表現、これ適切でしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 役割分担するのは適切だと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君）残して活用するために教育委員会と市長部局は連携を図っていくということが法に書かれていますよね。こういう答弁をすべきではないでしょうか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 法に書かれているという意味を含めての役割分担をするというところで答弁されていると思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）役割分担をした上で、そして、教育委員会と市長部局は、なおかつそれぞれの役割において連携をしていくということが趣旨です。だから、この連携という言葉がないと全く違う話になってしまう、それが今の北九州市の文化財保護行政の一番悪いところだと、ただの役割分担しかしていないということなんですね。これは指摘しておきます。

それからもう一点、都市ブランド創造局長が本会議で、文化財保護審議会に建議を規定している政令市は、20政令市中3割、6市にとどまっている、この答弁、これは正確ですか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 この件につきましても、文化企画課、都市ブランド創造局がそういう発言をしているので、我々としてはそれは正しいと思っています。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）我々としてはと言ったらいけんよね。市の答弁でしょう、今の。

○事業推進課長 すみません。申し訳ないです。

○委員（山内涼成君）そこをちょっと正確性を担保してほしいんですよ。これは後でもいいですから、教えてください、正確な数字。

これ2回言うのとんですよ、本会議でね。都市ブランド創造局長が2回発言しとんですよ。これは我々の調査とちょっと違うので、そこがどういう中身に基づいて出された数字なのかということを教えてください。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 担当部局から資料を頂いて、後ほど報告させていただきます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）それと、最後に、法では文化財は残して活用しなさいということが基本、趣旨であります。活用について議論がされたのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 法について、まず、残すということが原則なんですけれども、どうしても残せない場合どうするかというところで、まず記録保存がございます。その中で適切な調査と厳密な記録保存というところも、我々しっかりしていくことでございます。

その記録保存したものを今後どうやって残していくか、後世にどう伝えていくかはしっかり

と検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 終わりますけれども、今回この遺構の出土で、文化財保護法の本旨である残して活用するというを、誰の意見も聞かずに市長部局だけの判断で開発を優先した、そして、貴重な遺構を破壊しようとする本市の乱暴な文化財保護行政、これを全国に知らしめることとなりました。本来、法を守り民間事業者の手本となるべき地方自治体、一度ここで立ち止まるべきだということを最後に要望して、終わりたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質疑はありませんか。三原委員。

○委員（三原朝利君） 2点お聞きしたいと思います。

本会議でも私の思いは述べさせていただいたつもりなんですけれども、改めて今日の資料を拝見して、従前から説明をされてきたと思いますが、非常に基本的なことを改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

各施設ですね、統合される予定の施設、2ページを見たら、門司区役所庁舎、築94年、門司市民会館、築67年、門司区役所東棟、築60年、改めてかなりの老朽化が進んでいて、今までいろんな整備もされてきたんだろうなと思います。まさにこれが安心・安全という観点から公共施設の統合を進めるという一番の重要な論点だと思います。そんな中で、この各施設の老朽化の状況を、特にここがというのがあったら教えていただけたらなと思います。

もう一点が、WTO案件だと思います。具体的なタイムスケジュールといいますか、すみません、私の勉強不足のところがありますので。仮に今回議決されて、仮ですけど、現時点では、どのようなスケジュールになっていくのか、この2点を教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、施設の老朽化につきましては、例えば門司区役所ですと、建物の壁とか柱とかで、ひびが入っていたりするという、また、バリアフリーの関係で階段が非常に多いということ、普通の廊下でも段差があって、バリアフリー仕様にはなっていないということ、非常に狭い通路であること、こういったところが非常に問題となっております。

また、市民会館等につきましては、老朽化が進んでおまして、例えば空調設備がほとんど機能しないと。それは設備が古くなっているのもございますし、建物自体が老朽化して、そういったものが効かなくなっているというところ、あと港湾空港局庁舎等につきましても、門司区役所もそうなんですけれども、実際に雨が降ると雨漏りがすると、廊下が水浸しになることもございます。そういったことを今回我々が複合公共施設を整備するというので、応急措置をしながら何とか急場をしのいでいるというところがございます。そういったところも含めて、この事業を進めているというところがございます。

2点目の契約のスケジュールなんですけれども、今回この事業は122.5億円ということで、W

TO案件契約になっております。これにつきましては、通常の一般競争入札等に加えて、WTOは全世界から入札が可能になりますので、例えば仕様書の英語バージョンを作ったりとか、そういったところで日数がかかるところがございまして、通常5か月ぐらいの準備が必要となります。5か月かかって、まず仮契約をして、その後、これは議会案件になりますので、議会の御承認をいただくという手続がございまして、今は6月で、この議会で考えますと、ここでもし承認をいただけるのでしたら、7月から手続に入りまして、大体12月に仮契約、2月の議会でお諮りして御承認いただいたら、本契約が3月末、そのようなスケジュールになります。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。私も先日門司区役所、本庁舎にも行きましたけれども、すみません、改めて94年というところまではこの一覧表を見て思いましたけれども、本当に施設の老朽化というのが進んでいるなど。もうあえて聞きませんが、この前概算も出ていましたけれども、これはもしこの施設をひとまず数年間も使うとするとか、しゅん工まで使うんでしょけれども、さらにこれから期間が遅れれば遅れるほど、もう本当多額の修復、維持管理費用がかかっていくのは、見れば分かりますし、実際に行ってみて、そしてこの年数というものが何よりもあると思いますので、やはりここは公共施設の安心・安全の利用ということを重視しないといけないなと思っております。

そして、今この期間のことをお聞きしました。最低5か月ということで、要はこの議会で議決してようやく、5か月だったら大体12月末ぐらいに仮契約になって、それで2月議会で何とか承認に間に合うというふうなことかなと思います。

これは仮の話で、次の議会まで引き延ばすとなると、恐らくもう今年度中の契約というのとはできず、タイムスケジュール的にはこれは無理だというふうな認識でよろしいでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今の御質問、仮に9月議会で我々が補正予算を出して承認いただく場合、スケジュール的には今委員がおっしゃられたとおり、年度内に契約締結ということではできません。この場合、我々今回は債務負担行為というところで上げさせていただいているんですが、地方自治法上、その債務負担をかけた場合、その年度に契約行為まで至らない場合は、その債務負担行為自体が無効となります。そうすると、9月議会で上げて、結局契約に間に合わないで、来年度の当初予算でもう一回予算を上げなければいけないこととなります。そうすると、実質1年近くこの事業が遅れるという状況に陥るということでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。そういうことになるんだろうなと思いました。ということは、すなわち1つ議会が遅れたら債務負担行為が無効になって、令和9年度しゅん工というのが実質不可能になると、仮定の話ですけども、そういうふうな認識で改めてよろし

いですかね。分かりました。ありがとうございます。

ここだと思います。先日の修正決議ですか、出された中でまさに厳密な記録保存と、あとは速やかな公共施設の建築という言葉との整合性というか、その2つないし私も議場でも述べさせていただきましたけれども、やはり文面優先主義だと思います。その文面にいろんな思惑ももちろんあるのは十分にこの状況の中であったと思いますが、あそこに速やかな複合公共施設の建設、その文言をやはり文面としてしっかりと重視、しかもそれが決議をされた以上、今議会での議決というものがなされなければ、今の答弁にもあったように速やかなと、いわゆる令和9年度しゅん工という予定が実質できなくなるという判断だと思います。厳しい判断だと思いますが、文面の速やかなという文言に従い、私は今回しっかりと議決をすべきではないか、私は賛成の議決をしたいなと思うことをお伝えして、終わらせていただきます。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質疑はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） 最後手短に。先ほどからの質疑と御答弁を伺っていて、局長にお答えいただけたらと思うんですが、そもそもなぜ議会において常任委員会が設置されるか、どうお考えですか。一般論。

○委員長（泉日出夫君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 やはり予算という形で上げさせていただくということでございます。そのために今回議会に付議させていただいていると考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私、以前常任委員会で、特にこの件は注目されているし、非常に大きな課題でありますので、都市戦略局、当時建築都市局だったかもしれないんだけど、市民文化スポーツ局、都市ブランド創造局と同じレベルで答弁できるようにとお願いしていたんですよね。なぜ常任委員会に付託されるのか、これ本会議で逐一いろんな事業、施策に関して議論していたら、到底時間が足りないから、便宜的に常任委員会を設置して、常任委員会で所管事務調査、それから、予算の審議をしているんです。通常、ぽっといきなり何か一つの事業、施策に対して他局の所管の質問が出たら、それは分かりませんと答えるのは無理はないと思っています。ただ、あくまでこれ便宜的に常任委員会でやっているんですから、本会議ではもう採決はしないわけです。討議だ何だ、討論とかありますけど、常任委員会が設置されて、そこでさらに緻密な議論をやる、審査をやると、便宜的に設置されているわけですよね。だから、この件に関しては、文化企画課と同様のお答えがやっぱりできないといけないんですよ。ということも皆さんに伝え、お願いして、終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

ここで副委員長と交代いたします。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（山内涼成君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私から何点か確認でお聞きしたいと思います。

門司の複合公共施設の件ですけど、市民説明会のお話がありました。今、近隣の校区の説明会を行っていると思いますけども、冒頭西田委員からもありました区外の方もぜひ聞きたいというような要望があれば、出ていくんだと、話をするんだという話ですが、これはどのように告知をされるんですかね。

○副委員長（山内涼成君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、他区の分の例えば説明会なんですけれども、我々はまず6月20日に北九州市の自治総連合会、各区の会長たちが集まる場所で説明をさせていただきます。そこから校区の会長たちに下ろしていただいて、なおかつそれぞれの町内に下ろしていただくところで御意見や、説明会を開いてくれとか、そうした御要望があれば、我々は参ります。

一番冒頭に西田委員言われましたとおり、委員の皆様にも地元からいろいろな声を伺っていると思います。そういった声で、もし説明会をしてほしいという声があれば、我々に情報をいただきたいと思います。そうすることによって、我々も丁寧な説明ができると思っておりますので、そこは御協力をしていただければということをお願いいたします。

○副委員長（山内涼成君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） ぜひ、これ要望にしたいと思えますけども、我々を通じてそういう声が聞ければ、我々伝えることはできるんですけども、我々に通じていない方もいらっしゃいますよね。そういう方がぜひ聞きたいということになると、どういうふうにお尋ねしていいかわからないので、これについてはきちんと告知をやっぴりするべきだと思いますので、その方法についてはまた検討いただければなと思っております。

それと、委員会の中での議論で、やはり答えられない部分がたくさん出てきております。委員会付託については私も問題があると思っておりますので、今後またしっかりと市議会事務局とも相談をしたいと思えますが、そもそも今からやる発掘調査、それと記録保存は、どこがまず責任を持ってやるんですか。

○副委員長（山内涼成君） 事業推進課長。

○事業推進課長 まず、発掘調査、記録保存につきましては、文化財行政ということで、文化企画課でしっかりと厳密な記録保存を進めてまいります。その出たものに関してどう生かしていくかに関しては、我々も同じように一緒に考えて、その遺構を記録保存したものがどう生かされていくのかは当然ほかの部局とも話は必要となる場合もあると思えます。そういったところは幅広に捉えて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○副委員長（山内涼成君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） やはり文化財行政が責任を持ってやるわけですよ。都市ブランド創造局の文化企画課がこれについては責任を持ってやるということなんだろうと思うんで、そういう意味では確かに事業全体とすればこの委員会になるんでしょうけども、やっぱり発掘調査、

記録保存のところについては問題があると言わざるを得んなど思っております。

また、これ発掘調査を進める過程において重要な部分が出てきたりとかすると、今のスケジュールからすると、年内ぐらいの感じで発掘調査、記録保存を進めていくのではないかと思っておりますが、すごく重要なところが出てくると、それが変わったりとかするのかなのかだけ1点確認をさせていただきます。

○副委員長（山内涼成君） 事業推進課長。

○事業推進課長 我々適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存と言っております。その過程において、今委員がおっしゃられたように、すごい重要なものが出たとか、お宝が出たというような場合は、当然今のスケジュールから変わることも考えられます。それは出たものをないがしろにすることはなく、しっかりと厳密な記録保存をしていくというところだと思います。以上でございます。

○副委員長（山内涼成君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） そのような形で進めていただきたいと思いますが、しっかりいわゆる文化財行政と情報交換をして、きちんと我々の質問に答えられるような形を取っていただきたいということを最後に要望させていただいて、終わりたいと思います。

○副委員長（山内涼成君） 交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（泉日出夫君） ほかに質疑はございませんか。

ほかになれば、以上で議案及び陳情の審査を終わります。

明日も午前10時から開会いたします。

本日は以上で閉会いたします。

建設建築委員会	委員長	泉	日出夫	㊟
	副委員長	山	内 涼 成	㊟